

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月13日

【会社名】 AOI TYO Holdings株式会社

【英訳名】 AOI TYO Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 吉田 博昭
代表取締役 中江 康人

【本店の所在の場所】 東京都港区白金一丁目27番6号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社AOI Pro.
代表取締役 副社長執行役員 譲原 理
株式会社ティー・ワイ・オー
代表取締役副社長 経営戦略本部長 上窪 弘晃

【最寄りの連絡場所】 株式会社AOI Pro.
東京都品川区大崎一丁目5番1号
株式会社ティー・ワイ・オー
東京都品川区上大崎二丁目21番7号

【電話番号】 株式会社AOI Pro.
03(3779)8000(大代表)
株式会社ティー・ワイ・オー
03(5434)1586(大代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社AOI Pro.
代表取締役 副社長執行役員 譲原 理
株式会社ティー・ワイ・オー
代表取締役副社長 経営戦略本部長 上窪 弘晃

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 17,793,547,000円
(注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社AOI Pro.(以下「AOI Pro.」といいます。)及び株式会社ティー・ワイ・オー(以下「TYO」といいます。)の最近事業年度末日(AOI Pro.は平成28年3月31日、TYOは、平成27年7月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年12月13日にTYOの四半期報告書(事業年度 第36期第1四半期(自平成28年8月1日 至平成28年10月31日))が提出されたこと等に伴い、平成28年9月8日に提出いたしました有価証券届出書、平成28年10月4日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書、平成28年10月28日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書及び平成28年11月9日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を修正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

第三部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

(2) 連結会社

2 主要な設備の状況

(2) 連結会社

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	24,566,447株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、AOI TYO Holdings株式会社(以下「当社」といいます。)における標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

- (注) 1 普通株式は、平成28年7月29日に開催されたAOI Pro.及びTYO(以下、総称して「両社」といいます。)の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年9月27日に開催された両社の各臨時株主総会の各特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。
- 2 AOI Pro.の普通株式の発行済株式総数13,334,640株(平成28年3月31日時点)、TYOの普通株式の発行済株式総数62,398,930株(平成28年4月30日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、本株式移転の効力発生日(以下「本株式移転効力発生日」といいます。)の直前までに両社の各株主からの株式買取請求権の行使、又は両社の各新株予約権者からの新株予約権の行使がなされたなどの場合には、当社が実際に交付する新株式数が変動することがあります。
- 3 両社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)へ平成28年11月1日に新規上場申請を行いました。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	24,566,447株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、AOI TYO Holdings株式会社(以下「当社」といいます。)における標準となる株式であります。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

- (注) 1 普通株式は、平成28年7月29日に開催されたAOI Pro.及びTYO(以下、総称して「両社」といいます。)の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年9月27日に開催された両社の各臨時株主総会の各特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。
- 2 AOI Pro.の普通株式の発行済株式総数13,334,640株(平成28年3月31日時点)、TYOの普通株式の発行済株式総数62,398,930株(平成28年4月30日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、本株式移転の効力発生日(以下「本株式移転効力発生日」といいます。)の直前までに両社の各株主からの株式買取請求権の行使、又は両社の各新株予約権者からの新株予約権の行使がなされたなどの場合には、当社が実際に交付する新株式数が変動することがあります。
- 3 両社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)へ平成28年11月1日に新規上場申請を行い、平成28年12月1日に上場が承認されました。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における両社の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、AOI Pro.普通株式1株に対して1株、TYO普通株式1株に対して0.18株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。両社の最近事業年度末日(AOI Pro.は平成28年3月31日、TYOは平成27年7月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は17,793,547,000円であり、当該金額のうち5,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 なお、当社は、「1 新規発行株式」に記載の当社の普通株式について、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行いました。これに伴い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成29年1月4日より東京証券取引所(市場第一部)に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式(効力発生日等から6か月以内に上場申請するもの)に限ります(同規程施行規則第216条第1項。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における両社の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、AOI Pro.普通株式1株に対して1株、TYO普通株式1株に対して0.18株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。両社の最近事業年度末日(AOI Pro.は平成28年3月31日、TYOは平成27年7月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額は17,793,547,000円であり、当該金額のうち5,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 なお、当社は、「1 新規発行株式」に記載の当社の普通株式について、平成28年11月1日に東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、平成28年12月1日に上場が承認されました。これに伴い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により平成29年1月4日より東京証券取引所(市場第一部)に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式(効力発生日等から6か月以内に上場申請するもの)に限ります(同規程施行規則第216条第1項。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第三部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の業績等の概要につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TY0においては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の業績等の概要につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TY0においては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日、TY0においては平成28年12月13日提出)をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の生産、受注及び販売の状況につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TY0においては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の生産、受注及び販売の状況につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TY0においては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日、TY0においては平成28年12月13日提出)をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の対処すべき課題につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TY0においては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の対処すべき課題につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TY0においては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日、TY0においては平成28年12月13日提出)をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要」をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日、TYOにおいては平成28年12月13日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の研究開発活動につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の研究開発活動につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日、TYOにおいては平成28年12月13日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日、TYOにおいては平成28年12月13日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(2) 連結会社

(訂正前)

当社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日、TYOにおいては平成28年12月13日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(2) 連結会社

(訂正前)

当社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日、TYOにおいては平成28年12月13日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

(訂正前)

(中略)

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,566,447 (注) 1、2	東京証券取引所 (市場第一部) (注) 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4
計	24,566,447		

- (注) 1 普通株式は、平成28年7月29日に開催された両社の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年9月27日に開催された両社の各臨時株主総会の各特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。
- 2 A0I Pro.の普通株式の発行済株式総数13,334,640株(平成28年3月31日時点)、TY0の普通株式の発行済株式総数62,398,930株(平成28年4月30日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、本株式移転の効力発生日の直前までに両社の各株主からの株式買取請求権の行使、又は両社の各新株予約権者からの新株予約権の行使がなされたなどの場合には、当社が実際に交付する新株式数変動することがあります。
- 3 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所へ平成28年11月1日に新規上場申請を行いました。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

(中略)

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,566,447 (注) 1、2	東京証券取引所 (市場第一部) (注) 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4
計	24,566,447		

- (注) 1 普通株式は、平成28年7月29日に開催された両社の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年9月27日に開催された両社の各臨時株主総会の各特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。
- 2 AOI Pro.の普通株式の発行済株式総数13,334,640株(平成28年3月31日時点)、TYOの普通株式の発行済株式総数62,398,930株(平成28年4月30日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出してあります。なお、本株式移転の効力発生日の直前までに両社の各株主からの株式買取請求権の行使、又は両社の各新株予約権者からの新株予約権の行使がなされたなどの場合には、当社が実際に交付する新株式数が変動することがあります。
- 3 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所へ平成28年11月1日に新規上場申請を行い、平成28年12月1日に上場が承認されました。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第5 【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TY0においては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TY0においては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日及び平成28年11月9日、TY0においては平成28年12月13日提出)をご参照ください。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

AOI Pro.

- (i) 事業年度 第54期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
平成28年8月10日関東財務局長に提出
- () 事業年度 第54期第2四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)
平成28年11月9日関東財務局長に提出

TYO

該当事項はありません。

(訂正後)

AOI Pro.

- (i) 事業年度 第54期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
平成28年8月10日関東財務局長に提出
- () 事業年度 第54期第2四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)
平成28年11月9日関東財務局長に提出

TYO

- (i) 事業年度 第36期第1四半期(自平成28年8月1日 至平成28年10月31日)
平成28年12月13日関東財務局長に提出